

労働者等からの公益通報等に関する事務処理要領

(令和 4 年 5 月 27 日改正)

(令和 2 年 3 月 30 日改正)

(令和 元年 8 月 29 日改正)

(平成 21 年 3 月 30 日改正)

(平成 18 年 3 月 16 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、知事部局における公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報等の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報受付窓口の設置)

第 2 条 外部の労働者等からの公益通報（法第 3 条第 2 号及び第 6 条第 2 号に定める公益通報をいう。以下同じ。）を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口を設置する。

2 前項の窓口（以下「労働者等公益通報窓口」という。）は、青森県行政相談実施要領第 2 に定める県行政相談に係る窓口とする。

3 労働者等公益通報窓口は、公益通報のほか、事業者の法令等違反行為及び事業者の事業に従事する場合におけるその従業員等の法令等違反行為（以下「事業者等の法令等違反行為」という。）に係る通報を受け付けることができる。

4 公益通報及び前項の通報（以下「公益通報等」という。）は、当該公益通報等に関連する法令等の規定に基づく処分又は勧告等の権限に係る事務を所掌する各課等及び出先機関（以下「担当課等」という。）においても受け付けることができる。

5 前 2 項により受け付けた公益通報等が匿名によるものであっても、可能な限り、実名による公益通報等と同様に取り扱うよう努めることとする。

(秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第 3 条 公益通報等の処理に従事する職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 この要領による通報者への通知は、通報者が希望したときその他秘密保持の観点から適当と認めるときは、書面以外の方法により行うことができる。

(公益通報等から除く通報)

第 4 条 次のいずれかに掲げる通報は、公益通報等から除くものとする。

(1) 通報者への連絡先が不明な通報

(2) 内容が著しく不分明な通報

(3) 通報の対象となっている事業者の労働者等（当該事業者に雇用されている労働者又は通報の日前 1 年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働

者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者と契約関係にある事業者の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員をいう。)以外の者(当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者を除く。)からの通報

(4) 通報の対象となる事業者を特定し得ない通報

- 2 前項の規定により公益通報等から除かれた通報は、労働者等公益通報窓口において受け付けたものにあつては青森県行政相談実施要領第1に定める相談等と、担当課等において受け付けたものにあつては情報提供とみなす。

(公益通報等の受付)

第5条 広報広聴課長は、公益通報等があつたときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、公益通報等受付票(様式第1号)に記録して受け付けるとともに、担当課等を特定し、公益通報等受付票の写しを添えて、当該担当課等の長(以下「担当課長等」という。)に回付するものとする。ただし、出先機関の事務に係る公益通報等を受け付けたときは、当該公益通報等に関する事務を所掌する本庁事務主管課等の長を経由して回付するものとする。

- 2 広報広聴課長は、面会による公益通報等の受付に当たつて必要があると認めるときは、担当課長等(出先機関の事務に係る公益通報等にあつては、本庁事務主管課等の長)の同席を求め、当該担当課長等は、これに応じるものとする。

- 3 担当課長等は、自ら公益通報等を受け付けたときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、公益通報等受付票に自ら記録するものとする。ただし、当該担当課長等は、通報者の連絡先及び通報の内容等を自ら記録した文書等を当該公益通報等に係る公益通報等受付票に代えることができる。この場合において、当該文書等は、当該公益通報等に係る公益通報等受付票とみなす。

- 4 広報広聴課長及び担当課長等は、通報の内容を記録するに当たつては、主観を排除してするよう努めるものとする。

- 5 広報広聴課長及び担当課長等は、当該通報について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、「通報をなされた方へ(お知らせ)」(様式第5号)により、遅滞なく教示するものとする。ただし、口頭による通報については、この限りでない。

- 6 前項により教示した通報を除き、公益通報等を受け付けた広報広聴課長及び担当課長等は、その旨を「通報をなされた方へ(受付通知)」(様式第2号)により、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、口頭による通報については、この限りでない。

(調査実施決定等の通知)

第6条 担当課長等は、前条第1項の規定により広報広聴課長から公益通報等を回付されたとき又は前条第3項の規定により自ら公益通報等を受け付けたときは、法第2条第3項に定める通報対象事実又は事業者等の法令等違反行為(以下「通報対象事実等」という。)の有無等に係る調査(以下「調査」という。)を行うこととし、「通報をなされ

た方へ（調査実施のお知らせ）」（様式第3号）により、通報者に対し、調査に必要と見込まれる期間を示して、通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、担当課長等は、公益通報等が次の各号のいずれかに該当するときは、調査を行わないことができる。この場合、担当課長等は、第4号に該当する場合を除き、通報者に対し、その旨を「通報をなされた方へ（調査非実施のお知らせ）」（様式第4号）により、通知するものとする。

(1) 当該公益通報等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によりなされたこと又は虚偽であることが明らかになったとき

(2) 当該公益通報等について、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由が通報者から示されないとき

(3) 当該公益通報等と同一事案に係る公益通報等がなされ、既に調査が終了しているとき

(4) 当該公益通報等について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったとき

3 担当課長等は、前項第4号に該当するとして調査を行わない場合は、権限を有する行政機関を、通報者に対し、「通報をなされた方へ（お知らせ）」（様式第5号）により、教示するものとする。この場合において、担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した通報事案に係る資料の写しを通報者に提供するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による通知又は前項の規定による教示は、公益通報等があった日から30日以内にしなければならない。

（調査の実施等）

第7条 担当課長等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

2 担当課長等は、調査を行うこととした日から60日以内に調査を終了しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、相当の期間内に調査を終了すれば足りる。

3 担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、「通報をなされた方へ（調査結果のお知らせ）」（様式第6号）により、その結果を遅滞なく通知するものとする。

（調査結果に基づく措置の実施及び通知）

第8条 担当課長等は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令等に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

2 前項の規定により措置をとった担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、「通報をなされた方へ（措置のお知らせ）」（様式第7号）により、その内容を遅

滞なく通知するものとする。

(通知書等の写しの提出)

第9条 担当課長等は、公益通報等受付票を作成した場合並びに通報者に対し、「通報をなされた方へ(受付通知)」、「通報をなされた方へ(調査実施のお知らせ)」、「通報をなされた方へ(調査非実施のお知らせ)」、「通報をなされた方へ(お知らせ)」、「通報をなされた方へ(調査結果のお知らせ)」及び「通報をなされた方へ(措置のお知らせ)」により通知した場合は、これら書面の写しを添付し、労働者公益通報窓口を経由して広報広聴課長に報告(出先機関に係る担当課長等にあつては、当該公益通報等に関する事務を所掌する本庁事務主管課等の長に報告)するものとする。ただし、通報者に対する通知を書面以外の方法により行った場合は、当該通知に係る内容を報告することですらる。

2 前項の規定により、出先機関の担当課長等から報告を受けた本庁事務主管課等の長は、その旨を労働者公益通報窓口を経由して広報広聴課長に報告するものとする。

(通報関連資料の管理)

第10条 公益通報等の処理に従事する職員は、公益通報等の処理に係る記録及び関連資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切に管理するものとする。

(関係機関との協力)

第11条 担当課長等は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(実施状況の公表等)

第12条 広報広聴課長は、この要領による公益通報等の受付及び処理について、毎年6月30日までに、その前年度の状況を公表するものとする。

2 広報広聴課長は、公益通報等の受付及び処理に関し、必要に応じて、労働者公益通報窓口、担当課長等及び関係機関との調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第12条第1項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月29日改正)

この要領は、令和元年8月29日から施行する。

なお、改正後の規定は、施行前に受付した通報事案についても適用する。

附 則(令和2年3月30日改正)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日改正)

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

様式第2号（第5条第6項、第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

様

広報広聴課長 印
(担当課長等 印)

通報をなされた方へ
(受付通知)

年 月 日にあなたから寄せられた通報を受け付けし、〇〇課において、調査の必要性を検討することとなりましたので、お知らせします。

なお、調査を実施するかどうかにつきましては、年 月 日までに、〇〇課からあなたにお知らせします。

様式第3号（第6条第1項、第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等 印

通報をなされた方へ
（調査実施のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき、今後、当課において必要な調査を実施することとしました。

あなたが通報したことは秘密として保護されますので、今後実施する調査に御協力くださるようお願いいたします。

なお、調査につきましては、年 月 日までに終了する予定です。

様式第4号（第6条第2項、第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等 印

通報をなされた方へ
（調査非実施のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報については、下記の理由により、調査を行わないこととしましたので、お知らせします。

記

（調査を行わない理由を記載する。）

番 号
年 月 日

様

担当課長等 印

通報をなされた方へ
(お知らせ)

年 月 日にあなたから寄せられた通報につきましては、法令等に基づく処分又は勧告等の権限が青森県知事になく、下記の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有しますので、当該行政機関に改めて通報を行ってください。

記

当該通報について、処分又は勧告等の権限を有する行政機関の名称、担当部署名、所在地及び連絡先等を記載する。

また、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した通報事案に係る資料の写しを添付する。

番 号
年 月 日

様

担当課長等 印

通報をなされた方へ
（調査結果のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき調査を実施しましたが、その結果は下記のとおりですので、お知らせします。

記

〔 調査実施日時、調査実施場所、調査担当者の職及び氏名、調査方法並びに調査内容等を記載する。 〕

様式第7号（第8条第2項、第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等 印

通報をなされた方へ
（措置のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき調査を実施しましたが、その結果を受け、下記のとおり措置しましたので、お知らせします。

記

（措置の内容を記載する。）